

## 移動円滑化適用除外車両の導入について

### 1. 概要

運行事業者である平和コーポレーション(株)所有のバス車両が老朽化したことに伴い、新たに予備車(路線定期・区域運行併用)を代替導入するもの。

現状の乗客へのサービス水準を下回らないよう、現在の運行車両と同等タイプの車両及び現行の乗降人数、隘路等の道路環境を鑑みより一層安全が担保し易い車両を導入する。

車両導入にあたり、移動円滑化基準(バリアフリー基準)の適用除外認定について本会議で承認していただく必要があるため、協議に諮るものである。

なお、バリアフリー移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者等については、車いす対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図るものである。

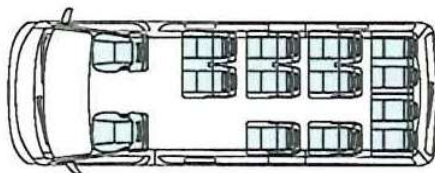
### 2. 導入する社名及び型式

トヨタ コミューター-G L2WD (14人乗り) 2台

室内長・高・幅

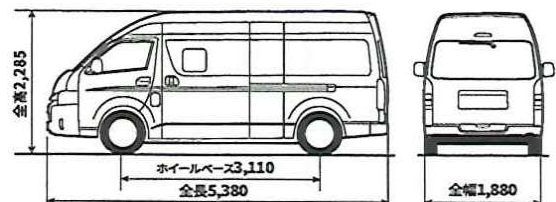


シート配列



車両全長・全高・全幅・ホイールベース

■ コミューター-G L



車種	車名	型式/登録番号	年式(年)	定員(人)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)
新	通勤ター	トヨタ 3DF-GDH223B	R8	14	538	188	228	3020
新	通勤ター	トヨタ 3DF-GDH223B	R8	14	538	188	228	3020
旧	通勤ター	トヨタ 岐阜 200 あ 299	H17	15	538	188	228	3035
旧	通勤ター	トヨタ 岐阜 200 あ 298	H17	15	538	188	228	3075

※現車両(旧)においては、予定車両であり同タイプの車両と変更する可能性あり。

### 3. 移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車

認定要領第3条(4) 車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車

## 4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

導入車両 トヨタ コミューターGL

第37条 第2項第2号 乗降口 スロープ

第39条 車いすスペース

第40条 第1項 通路の有効幅

第40条 第2項 通路の手すりの間隔

第41条 運行情報提供設備等

## 5. 車両導入日

令和8年6月導入予定

別紙1

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条項 認定要領	移動円滑化基準									
	第37条(乗降口)			第38条(床面)		第39条	第40条(通路)		第41条	第42条
	第1項 (踏み段の色)	第2項第1号 (幅)	第2項第2号 (スロープ)	第1項 (高さ)	第2項 (材質)	(車いすスペース)	第1項 (幅)	第2項 (手すりの間隔)	(運行情報提供設備等)	(意志疎通設備)
第3(1)地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第3(2)高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第3(3)幅2.1m以下であって、乗車定員23人超等	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第3(4)車両総重量5t以下であって、乗車定員23人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第3(5)中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第3(6)特別の事由	×				×				×	×

※ ×は、基準適用除外を認めない項目

◎は、基準適用除外を認める項目

●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目

空欄は、本細部取扱い1(2)により個別案件として調整が必要な項目